

滋賀県過疎地域持続的発展計画の改定について

1 改定の趣旨

- 令和 2 年国勢調査の結果に基づき、過疎地域をその区域とする市町村および過疎地域とみなされる区域が、令和 4 年 4 月 1 日付け令和 4 年総務省・農林水産省・国土交通省告示第 3 号および第 4 号により告示され、新たに東近江市の旧永源寺町および旧愛東町ならびに甲良町が過疎法に基づく過疎地域とされたところ。
- 本県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき令和 3 年 8 月に滋賀県過疎地域持続的発展方針（以下「方針」という。）を、令和 3 年 12 月に滋賀県過疎地域持続的発展計画（以下「計画」という。）を策定し取組を進めてきたところであるが、今回の過疎地域の追加により方針・計画を新たに過疎地域とされた区域を含めた内容に改定する必要がある、方針については、令和 4 年 6 月に改定した。
- 改定後の方針に基づき、計画についても新たに過疎地域とされた区域の追加等を行うもの。
（方針・計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度 * 5 年間（改定前と同様））

2 過疎法に基づく本県の過疎地域

<一部過疎>

長浜市（旧虎姫町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町）

高島市（旧朽木村）

東近江市（旧永源寺町※、旧愛東町※）

<全部過疎>

甲良町※

※令和 4 年 4 月 1 日から新たに過疎地域の要件を満たした地域

3 計画の改定内容

<計画の内容>

- ・過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策、目標、評価に関する事項

<主な改定内容>

- ・東近江市の旧永源寺町および旧愛東町ならびに甲良町の区域の追加
- ・新たに追加する市町の意向を踏まえた取組の追加

4 今後の予定

2月8日 常任委員会

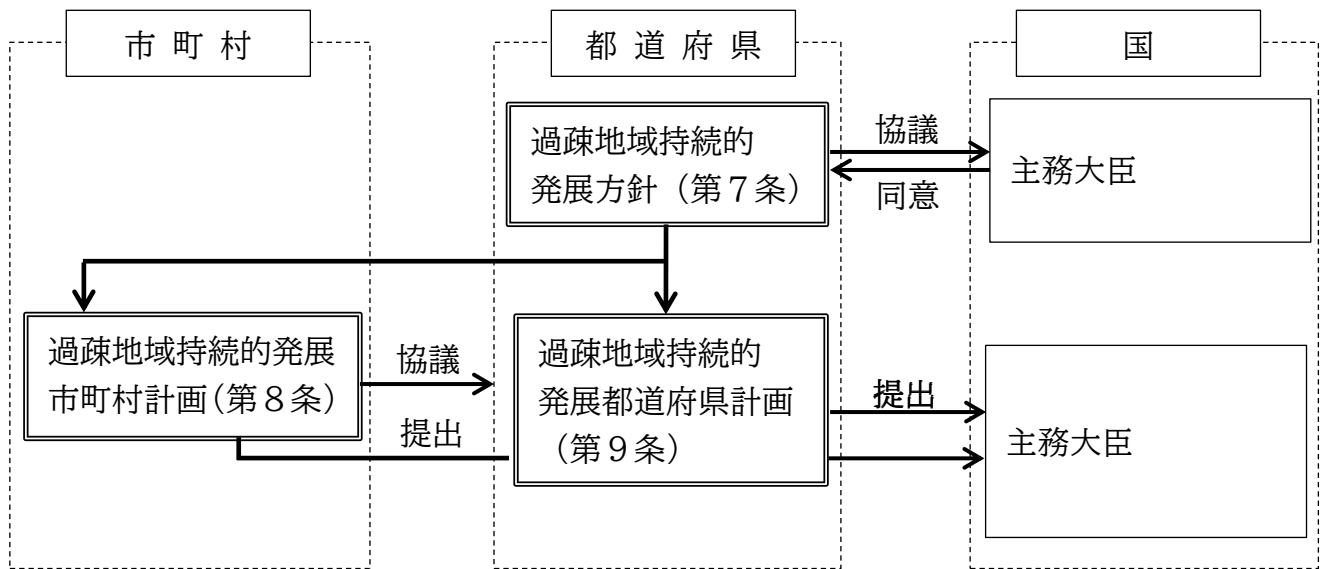
→ 2月下旬を目途に改定予定

※市町計画

令和4年12月 甲良町 町計画 議決

令和5年3月 東近江市 市計画 議決予定

(参考) 過疎法における方針・計画の位置づけ



【これまでの過疎対策の経緯】

